

第 2 0 警報設備

第 2 0 警報設備（危政令第 2 1 条）

1 自動火災報知設備

危省令第 3 8 条第 2 項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。

(1) 感知器等の設置は、施行規則第 2 3 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。

(2) 前(1)に定めるもののほか、施行規則第 2 4 条及び第 2 4 条の 2 の規定の例によること。

2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第 2 4 条第 4 項及び施行規則第 2 5 条の 2 第 2 項の基準の例により設けること。

3 消防機関に報知ができる電話

消防機関に報知ができる電話は、警報設備の設置が必要となる危険物施設内になくても、同一敷地内等の速やかに通報ができる位置にあればよいものとする。